消費者情報アンテナ！

SNS・マッチングアプリで出会った気になるあの人。本当の目的は…？



SNS やマッチングアプリで知り合った相手から投資・副業を勧められ、消費者金融で借金をしてまで高額な契約をさせられたという相談が多く寄せられています。あなたが好意を抱いている相手は、あなたを騙す目的で近づいてきているかもしれません。手口を知り被害にあわないよう気を付けましょう。

⚠ 誘いの手口 ⚠

好意的なメッセージ、まめなやりとりで親近感、恋愛感情を持たせ、早い段階でメッセージアプリに誘導する。

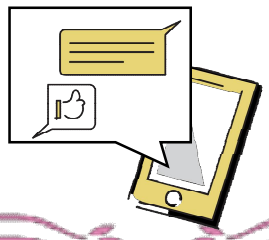

仲が深まったころに投資や副業の話を持ちかけ、「必ず儲かる、すぐに元がとれる」などと勧誘する。



すぐに支払えないような高額な投資金、契約金を提示し、消費者金融で借金させ、お金を払わせる。その後、連絡が取れなくなる。



被害にあわないためのポイント

・SNS やマッチングアプリ等で知り合った相手からお金の話をされたら要注意！

・借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう！

・被害救済は非常に困難です。１人で悩まず、まずは消費生活センターにご相談を！

【相談日】毎週月～金曜日（祝日、12 月 29 日～1 月３日除く）午前 10 時～正午、午後１時～４時
【場　所】消費生活センター（市役所別館４階　４８番窓口）
【電　話】０４８－４６３－１１１１（内線２２５６）
契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。